

「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会（中間取りまとめ）」の概要

国民保護室

1 はじめに

東日本大震災、本年4月の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案、本年5月の茨城県等における竜巻災害等の災害や危機事案において、住民に対する情報伝達のあり方が切実な問題として問われた。市町村防災行政無線（同報系）等は、災害時の情報伝達において一定の役割を果たしていると考えられる一方、情報伝達手段の耐災害性の強化や迅速な情報伝達手段の確保、テレビ・ラジオとの連携等、様々な課題が明らかになってきている。

平成24年6月1日現在、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の受信機を整備している市町村の割合は、98%を超え、気象警報や国民保護情報をはじめとする災害関連情報がJアラートにより市町村に伝達される体制の整備が図られてきた。

しかしながら、Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を有する市町村の割合は、69.9%（平成24年6月1日現在）にとどまり、Jアラートによる自動起動が可能な手段は、市町村防災行政無線（同報系）を除くと、一部の音声告知端末、コミュニティ放送やケーブルテレビ等に限定されているのが現状である。

このような背景の下、消防庁においては、本年6月から「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」を開催したところである。

本年8月、主としてハード面を中心とする情報伝達のあり方について検討がなされてきた第1回から第3回にわたる検討会の議論を踏まえ、「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」の中間取りまとめが行われたので、その概要を紹介する。

なお、中間取りまとめの全文は、消防庁のウェブサイト（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載している。

2 情報伝達手段の整備に関する目標及び具体的な整備内容

地震・津波等の自然災害や国民保護事案等の災害時において、住民の安全の確保を図るため、国や地方公共団体から住民に対して、災害関連情報を確実にかつ迅速に伝達することが極めて重要である。そのため、消防庁においては次の目標が達成されるよう、都道府県と連携しな

がら、市町村の取組を推進する必要がある。

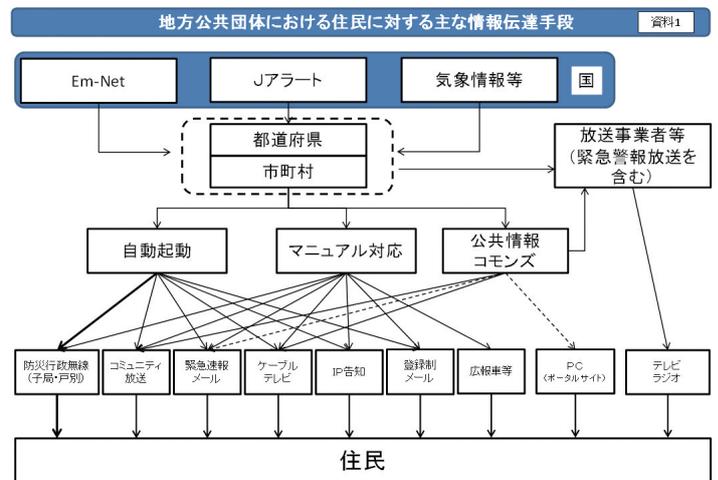
(1) 情報伝達手段の多重化・多様化の推進

すべての市町村において、地域の実情を踏まえつつ、情報伝達手段の多重化・多様化を推進することにより、住民が災害関連情報を確実に受け取ることができるような体制を構築する。（資料1参照）

(2) 迅速性に優れた情報伝達手段の確保

今年度を含め5カ年で（2016年までに）、すべての市町村において、Jアラートによる自動起動が可能な住民への情報伝達手段を確保する。

また、各市町村において、市町村防災行政無線（同



資料1 地方公共団体における住民に対する主な情報伝達手段

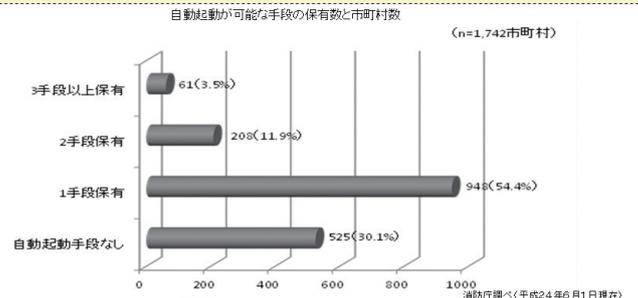
資料2 受信機の運用及びJアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有に関する市町村の状況(都道府県別)

総市町村1,742団体のうち、受信機運用市町村は合計1,719団体(98.7%)
Jアラートによる自動起動が可能な市町村は合計1,217団体(69.9%)

消防庁調べ(平成24年6月1日現在)

資料3 Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有状況(手段別)

※ 回答選択肢の8つの情報伝達手段(※)に関して、自動起動が可能な情報伝達手段を1つも備えていない市町村は、全体の30.1%にあたる525市町村であった。
※ 8つの情報伝達手段
○市町村防災行政無線(同報系) ○無線(屋外スピーカー) ○有線(屋外スピーカー) ○コミュニティFM
○CATV放送 ○音声告知端末 ○登録制メール ○緊急通報メール





報系)に限らず、できる限り複数の手段についてJアラートによる自動起動を可能とするよう努める。(資料2参照)

また、この2つの目標を達成するために、具体的に次のような内容について情報伝達手段の整備がなされる必要がある。

- ①システムの耐災害性の強化、②緊急速報メールの活用、③市町村防災行政無線(同報系)、緊急速報メール等の同報系システムの効果的な組み合わせ、④Jアラートによる自動起動、⑤公共情報コモンズの活用

各市町村においては、住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要があるといえる。

3 情報伝達に関する訓練及び試験

住民に対する情報伝達が確実かつ迅速に行われ、防災・減災に結びつくようにするため、次のように情報伝達に関する訓練及び試験を充実することが必要である。

- (1) Jアラートを活用した住民に対する情報伝達訓練(全国一斉放送等訓練、緊急地震速報訓練等)
- (2) 情報伝達手段に関する国と地方公共団体が連携した定期的な試験
- (3) 地方公共団体独自の訓練・試験

4 情報伝達手段に関する点検及び改善

災害時における情報伝達の実効性を高めるため、各地方公共団体においては、次のように、訓練等の機会を活用しつつ、日頃から情報伝達機器に関する設定及び動作状況、非常用電源、設備の耐震性等についての不断の点検を行うとともに、問題がある場合には速やかに改善することが必要である。

- (1) 日常的な点検及び改善
- (2) 訓練等の機会を活用した点検及び改善
- (3) 実際の災害事例を踏まえた点検及び改善

5 情報伝達に関する運用の改善

災害時における地方公共団体から住民等への情報伝達に当たっては、整備した情報伝達手段を用いて、どのように伝達を行うかについて、適切な運用が求められる。最近の災害や危機事案を踏まえ、次のような運用面の改善が必要と考えられる。

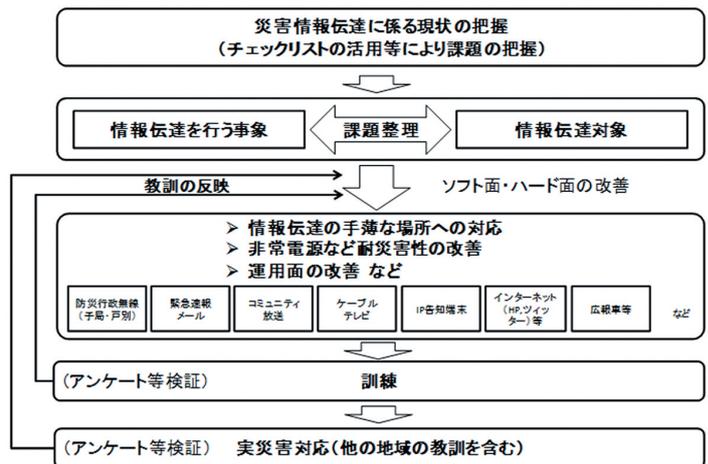
- (1) 危機感を伝える伝達

- (2) 防災事務従事者への情報の確実な伝達
- (3) 防災事務に従事する地方公共団体職員の能力向上による対応力の強化
- (4) 竜巻に関する注意喚起

6 災害情報伝達に関するチェックリスト

市町村においては、情報伝達手段の整備や防災訓練等の機会を捉え、住民に災害関連情報が伝わるかどうかについて確認しておくことが重要である。特に、情報伝達手段の耐災害性、世代間での活用する情報機器の違い、大規模集客施設、福祉施設、災害時要援護者等への災害情報伝達の方法等について、チェックリスト等により、課題を明らかにし、具体的な対策を講じていくことが必要である。市町村がこのような課題の分析を容易にできるよう、消防庁において様々な観点を盛り込んだ標準的なチェックリストを作成することが必要である。

災害情報伝達の改善イメージ



7 今後の検討に向けて

今後、本検討会において、積み残された課題である地方公共団体職員の人材育成・研修について検討し、年内に最終取りまとめを行う予定である。

各市町村における情報伝達手段の整備を促進するため、国においては具体的な支援措置を早急に検討することが必要である。

また、各地方公共団体における地域防災計画への反映(情報伝達手段の整備、訓練、人材育成等)についても留意する必要がある。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室 原尻、中野
TEL: 03-5253-7550